

## 甲府家庭裁判所委員会 議事録

1 日時 平成18年7月24日(月)午後2時から午後4時30分まで

2 場所 甲府家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

飯村委員, 池永委員, 植村委員, 岡村委員, 川手委員, 佐藤委員, 寺井委員,  
内藤委員, 奈須委員, 宮沢委員, 山口委員, 吉沢委員

(オブザーバー)

山梨県福祉保健部長寿社会課 貫井信幸氏

山梨県福祉保健部障害福祉課 笠井和佳氏

原首席調査官, 春日首席書記官

(甲府家庭裁判所)

谷口事務局長, 狩野事務局次長, 鈴木総務課長(進行役), 大矢次席調査官,  
高橋総務課課長補佐(書記), 井上庶務係長

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

(2) 意見聴取事項及びスケジュールの説明

(3) オブザーバーの紹介

(4) 裁判所からの情報提供と意見交換

① 成年後見制度の概要(制度導入の背景, 基本構造, 後見・補佐・補助の内容,  
従来の禁治産・準禁治産制度との比較等)について

② 成年後見の手続(後見等開始の審判申立てから終局までの手続の流れ, 終  
局後の後見監督手続の流れ等)について

③ 成年後見制度の現状(活用状況, 運用の実情等)について

(5) 意見交換の概要

別紙のとおり（○は委員，●はオブザーバー，□は甲府家庭裁判所の発言）

5 次回委員会のテーマについて

「審判について」をテーマとして取り上げ，意見交換等を行う予定とした。

6 次回委員会期日

次回（第8回）期日を平成19年1月23日（火）午後2時からとした。

(別紙)

○判断能力が欠けているということを、どうやって判定するのか。

●主として財産管理能力に重きを置いて、精神科の医師等に鑑定をお願いしている。既に主治医がいる場合であれば、その主治医に鑑定をお願いしている。

医師が成年後見制度について十分な理解がないときは、最高裁が作ったパンフレットや鑑定書のひな形等を渡して、制度の説明をしている。

○本人の判断能力について「著しく」(後見)とか「不十分」(保佐, 補助)とかがどういうことか, 医者から質問されたら, どのように答えているのか。

●後見と保佐との境目, 保佐と補助との境目は, 難しいときがある。

後見等の申立てがどのような目的でされたのか, その目的との関係で, 本人がその内容や結果の得失について理解できるか, それとも誰かの援助が必要なのか, という観点からの鑑定をお願いしている。

●この4月から介護保険制度に基づく地域支援事業がスタートした。県内では, 27市町村に36地域センターができた。

この事業では, 権利擁護が必須とされている。4月から6月までの3か月で権利擁護に関する相談が55件あり, うち成年後見に関するものが19件あった。市町村長による申立てに至ったものも1件あった。

●従前, 障害者の施設入所は, 保護的な措置とされていたが, 法制度が変わり, 契約制度となった。障害者には身体障害者と知的障害者がいるが, 知的障害者で本人に判断能力がない場合には, 後見人に契約してもらう必要がある。

厚生労働省も, なるべく後見人を立てさせるようにと指示をしているので, 今後, 成年後見制度が一層利用されていくものと思われる。

○後見監督事件に関わったことがあるが, 後見人に不正が見られた。今後, 成年後見事件は増えていくと思われるが, どのように対応していくのか。

□後見人に対しては, 選任時に職務内容のオリエンテーションをしている。

選任後の監督については, 紛争性のあるものから問題のないものまで, 3類

型に区分し、紛争性のあるものは後見人選任後すぐに後見監督事件を立件して、不正が起こらないようにしている。

後見人に不正があった場合には、直ちに対応している。後見人を解任したり、後見監督人を選任したりする。後見人が不正に使ったものは、後見人に原状回復させているが、他庁においては刑事告発する例も見受けられる。

事件数が多い中、できるだけ効率的にかつ適正に後見人を監督していくのが、今後の課題である。

○不正を防止するためには、通帳のコピーを提出させればいいのか。

○財産目当ての悪意の申立てもあろうかと思う。後見人がおろせる預貯金の金額を一定額に限定するなどの、不正を防ぐシステムが必要ではないか。

○後見人の知識不足に基づくトラブルもあるのではないか。

○障害者を成年後見制度だけで保護できるかという点、限界があろう。福祉の側での対応が必要であろうが、個人情報保護との関係で、福祉分野で横の連携が取りにくい状況にあるのではないか。

○本人に判断能力がない場合、どうやって後見の申立てをするのか。

○そういう場合は、お子さんなど、家族が申し立てるのが通常である。

○後見人は、一人だけなのか。

○複数の場合もある。身上監護関係は親族の後見人、財産管理は弁護士等の専門家の後見人、ということもある。

○法人も後見人になれるとのことだが、どういう法人になっているのか。

○当庁では、実際に後見人になっているのは個人である。

○後見事務をする場合の報酬の決め方は高くすることができないので、マーケットメカニズムが働かない。法人は後見人になりにくいと思われる。

○本人のことを一番考えてくれるのは家族といえるが、本人の足を一番引っ張るのも家族といえる。誰が後見人として適任かは、難しい。

○本人の判断能力がどの程度か、はっきりと判定できない場合もあるのではな

いか。臨床の現場では、認知症の人でも、ある面では非常にシャープなこともある。長く見ないと本人の残存能力がわからないこともある。

○人間が人間の判定をするのは難しいというのが実感である。

○医療行為についての判断も後見人がすることになると、後見人の負担は大変になるのではないか。

○後見人は財産上のことについて判断する。医療上の判断は後見人がすることではない。

○成年後見制度についての言葉はなじみにくい。多くの人に認知してもらうために、もっと広報が必要ではないか。

○同居の親族が銀行口座からお金をおろす場合等のために、もっと簡便な制度があれば、使いやすいのではないか。

○調停委員として、調停の場で認知症の人に出会うことがある。症状が深刻化していったら、話を変えたり、暴力を振るったりして、家族の中で紛争を起こす。それで、調停事件になる。

○市町村によっては、後見申立てに積極的ではないことがある。県ではどのような指導をしているのか。

●支援事業が始まったのは今年の4月であるが、権利擁護をしていかなければいけないという制度である。県では、そのための職員への研修をした。今後も市町村の実態を把握していきたい。また、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組は、行政側が担うことになっている。